

## 医療費を立て替え払いしたとき

提出書類	「療養費支給申請書」(記入例参照)
添付書類	下表のとおり
提出期限	すみやかに
手続方法	申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して健保組合に提出してください。

### ●療養費払い

病気やケガで通院する場合、被保険者等を提示して健康保険で治療することが原則ですが、下表の場合は本人が一時立て替え払いして、あとで健康保険組合に請求し給付を受けることができます。これを療養費払いといいます。

医療内容	支給要件	支給額	添付書類
自費で治療を受けたとき(国内)	やむを得ない事情のある場合 ●近くに必要な科目の保険医がいないとき ●自損事故で負傷し、治療に急を要するとき ●旅先で急病になり、被保険者等を持っていないとき	かかった費用の範囲内で保険診療に準じた額(本人、家族、入院、通院とも7割、未就学児は8割)、70～74歳は8割(但し、現役並み所得者は7割、軽減特例対象者は9割)※	① 診療内容の「明細書」 ② 領収書(原本) ※申請書は1ヵ月ごと、医療機関1箇所ごとに1枚ずつ記入
自費で治療を受けたとき(海外) 【海外療養費の支給申請についての注意】参照	本人や家族が海外の医療機関で診療を受けたとき	かかった費用の範囲内で、国内の保険診療の医療費に換算した額に準じた額。支給額(給付割合)は国内療養費と同じ。 ※海外駐在員の場合、健保組合から国外への送金はできませんので、支払は本人の口座へ入金します。	① 診療内容の「明細書」(外国語で書かれている場合は、日本語の翻訳文を添付。翻訳文には、翻訳者の住所、氏名を記載すること) ② 領収書(原本) ③ 旅券・航空券その他海外に渡航した事実が確認できる書類の写し ④ 保険者が海外療養費の内容について、当該海外療養担当者に照会することに関する同意書 ※海外駐在員は③不要
コルセット、ギプス、義眼などの治療用装具代	治療上必要があると認められたコルセット、ギプス、義眼、練習用義手、義足などを装着したとき	厚生労働省の支給基準による基準額。支給額(給付割合)は国内療養費と同じ。	① 医師の意見書(原本) ② 装具明細の記入されている領収書(原本) (明細は別紙の場合もあり)
はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧にかかったとき	医師の同意を得て施術を受け、施術料を全額支払ったとき	保険診療に準じた額の7割を支給 70～74歳は8割	① 窓口で支払った施術料の「領収書」(原本) ② 医師の施術同意書(原本)※初回申請時および6ヶ月に1度 ③ 往療の施術を受けた場合は、「往療状況確認書」

★領収書は必ず給付対象者名義が記載されているものを添付してください。

※現役並み所得者：標準報酬月額が28万円以上の方。

軽減特例対象者：2014年3月31日以前に70歳に達した方。

### 【海外療養費の支給申請についての注意】

注1) 海外療養費は、実際に海外で支払った医療費が基本になるのではなく、日本国内で保険診療を受けたとみなした場合の医療費を基本として計算した額となりますが、海外の医療費の方が安い場合は、その額(支給決定日の外国為替換算率(売りレート)により円に換算した額)となります。

注2) 海外療養費の不正請求を防ぐ観点から、添付書類③④が追加されました。  
「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令」(2016年4月1日施行)